

各務原市監査委員告示第 3 号

令和 6 年度第 2 回定期監査・行政監査の結果に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

各務原市監査委員 五 島 浩 利

各務原市監査委員 檜 谷 清 美

各務原市監査委員 小 島 博 彦

所管部課：教育委員会事務局文化財課

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
公益的な活動・事業に係る村国座の使用料を減免しようとする場合には、少なくとも教育委員会規則の改正が必要となってくるので、併せて適切な措置を講じられたい。	村国座の使用に関する経費の減免について定める、国指定重要有形民俗文化財各務の舞台の管理及び活用公開に関する条例施行規則（平成 2 0 年教育委員会規則第 8 号）の一部改正を行った。 今後は、改正後の規定に基づき適切に減免事務を行っていくとともに、新たな対象については、都度、同規則の改正について確認する。